

重要事項説明書

居宅介護・重度訪問介護

〔2025年 5月 11日現在〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般社団法人 ほほえみ
代表者役職・氏名	代表理事 新井 ベロニカ
本社所在地・電話番号	埼玉県熊谷市押切 2645-15 0485-36-6494
法人設立年月日	2023年 07月 19日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1)事業所の名称等

名称	訪問介護 ほほえみ
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 (指定事業所番号)
所在地	〒360-0111 埼玉県熊谷市押切 2645-15
電話番号	0485-36-6494
FAX番号	0485-36-6494
通常の事業の実施地域	熊谷・川越市・東松山市・秩父市・小川町・滑川町

(2)事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前 8 時から午後18時まで

(3)事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常 勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護又は介護予防・日常生活支援計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常 勤 2人 非常勤 0人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業訪問型のサービスを提供します。 	常 勤 3人 非常勤 3人

3 居宅介護サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>

重度訪問介護	<p>入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助と適切かつ効果的に行います。</p>
--------	--

4 利用料、その他の費用の額

(1)居宅介護等の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1～3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.18円(7級地)

1. 身体介護

時間	サービス利用料金	利用者負担額
		1割
30分未満	2,606円	261円
30分以上1時間未満	4,112円	411円
1時間以上1時間30分未満	5,975円	598円
1時間0分以上2時間未満	6,810円	681円
2時間以上2時間30分未満	7,675円	768円
2時間30分以上3時間未満	8,996円	840円

2. 家事援助

時間	サービス利用料金	利用者負担額
		1割
30分未満	1,079円	108円
30分以上45分未満	1,557円	156円
45分以上1時間未満	2,005円	201円
1時間以上1時間15分未満	2,433円	243円
1時間15分以上1時間30分未満	2,799円	280円

3. 重度訪問介護サービス

時間	サービス利用料金	利用者負担額
		1割
1時間未満	1,893円	189円
1時間以上1時間30分未満	2,819円	282円
1時間30分以上2時間未満	3,756円	376円
2時間以上2時間30分未満	4,692円	469円
2時間30分以上3時間未満	5,629円	563円
3時間以上3時間30分未満	6,556円	656円
3時間30分以上4時間未満	7,492円	749円

※障害区分6に該当する場合、利用者負担額は7.5/100になります。

※2人のヘルパーにより訪問を行った場合

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。

(2)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり 15 円を請求します。

(3)その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払

方法

(1)請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

(2)支払い方法等

ア 請求月の 30 日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)。

6 秘密の保持

(1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:

保 険 名:

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課苦情対応係	048-824-2568
熊谷市役所	障害者福祉課	048-524-7068
東松山市役所	障害者福祉課	0493-21-1452
川越市役所	障害者福祉課	049-224-8811
滑川町役所	障害者福祉課	0493-56-2211
小川町役所	障害者福祉課	0493-72-1221
秩父市役所	障害者福祉課	0494-22-2211
伊勢崎市役所	障害者福祉課	0270-27-2753
太田市役所	障害者福祉課	0276-57-8210
前橋市役所	障害者福祉課	0272-20-5712

(2)苦情相談窓口

担 当	管理者 新井 ベロニカ
電話番号	090-1815-3575
受付時間	午前 9 時から午後 18 時まで
受付日	月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

熊谷市役所	障害者福祉課	048-524-7068
東松山市役所	障害者福祉課	0493-21-1452
小川町役場	障害者福祉課	0493-72-1221
滑川町役場	障害者福祉課	0493-56-2211
秩父市役所	障害者福祉課	0494-22-2211
川越市役所	障害者福祉課	049-224-8811
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係		048-824-2568 (苦情相談専用)
伊勢崎市役所	障害者福祉課	0270-27-2753
太田市役所	障害者福祉課	0276-57-8210
前橋市役所	障害者福祉課	0272-20-5712

(2)虐待防止に関する相談窓口

担 当	管理者 新井 ベロニカ
電話番号	090-1815-3575
受付時間	午前 9 時から午後 18 時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

直近の実施日	年 月 日
評価機関名称	一般社団法人 ほほえみ
評価連絡先	hohoemihoumonkaigo@gmail.com

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意

いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)

(2)金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

障害福祉サービス(居宅介護等)の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

事業者

所在地 埼玉県熊谷市押切 2645-15

法人名 一般社団法人 ほほえみ

代表者名 新井 ベロニカ

説明者

事業所名 訪問介護 ほほえみ

氏名 新井 ベロニカ 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印